

赤井川村地球温暖化対策実行計画書

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく事務事業実行計画書)

平成20年4月

赤井川村

目 次

第1章	計画の基本的事項	3
1	計画策定の背景	3
2	計画の目的	3
3	計画の期間	3
4	計画の範囲	3
第2章	目 標	4
1	温室効果ガス(二酸化炭素)の総排出量に関する目標	4
第3章	取 組	5
1	取組内容	5
第4章	推進と点検・評価	7
1	推進体制	7
2	点検評価	7
3	公 表	7

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これにともない太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちへの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような中、国際的には1997年（平成9年）12月京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」において、温室効果ガスの削減に取り組むことが確認され、我が国には、平成20年度から平成24年度の間温室効果ガスの総排出量を、平成2年時点と比べ6%削減する目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対し「温室効果ガス排出抑制のための措置に関する計画（実行計画）」の策定が義務付けられました。

本村においても実行計画を策定し、村の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組みます。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき本村の事務及び事業に関し、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3 計画の期間

基準年を平成16年度とし、計画の期間を平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

4 計画の範囲

本計画の対象は「本村の事務及び事業」であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてに及ぶものとします。（ただし、村の職員が直接実施するもので、指定管理者等で行う事務及び事業は除きます。）

主な対象施設は、以下に示すとおりとします。

対象施設一覧

総務課	役場庁舎、都住民センター、落合住民センター、山村活性化支援センター、コミュニティーセンター、村営住宅、公用車
社会課	児童館、赤井川へき地保育所、都へき地保育所、診療所、健康支援センター、火葬場、一般廃棄物最終処分場、シルバーハウジング、デイサービスセンター、公用車
産業課	農業振興センター、落合ダム、カルデラ公園、みやこ公園、都運動公園 公用車
建設課	高原道路、各水道施設、アクアクリーンセンター、公用車
教育委員会	赤井川小学校、都小学校、赤井川中学校、生活改善センター、郷土資料館、体育館、都プール、ゲートボール場、公用車

第2章 目 標

1 温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量に関する目標

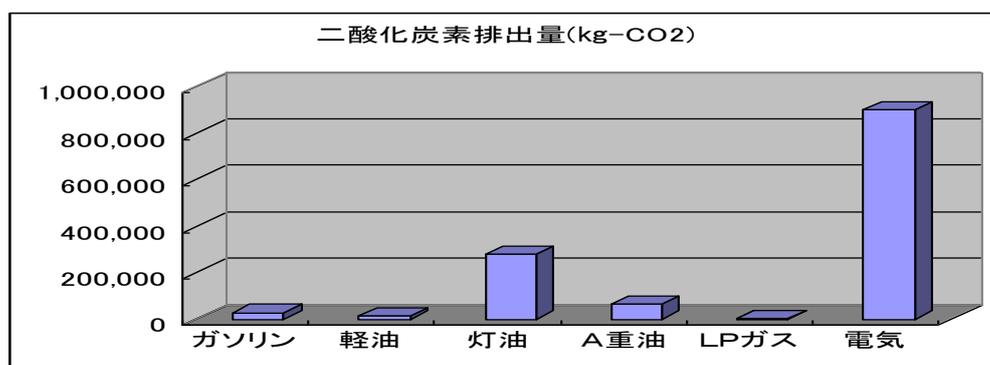
(1) 温室効果ガスの排出状況

村の事務及び事業における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、各施設、車両等の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、算出します。

●村の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

【平成16年度：基準年】

燃料等	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	割合
ガソリン	12,046 ℓ	27,949	2.2%
軽油	5,337 ℓ	13,982	1.1%
灯油	111,956 ℓ	278,771	21.6%
A重油	24,600 ℓ	66,666	5.2%
LPガス	495 m ³	1,485	0.1%
電気	1,626,809 Kwh	902,880	69.8%
合計		1,291,733	100.0%



平成16年(基準年)温室効果ガス(二酸化炭素)総排出量 1,291,733 kg-CO₂

(2) 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標

平成 24 年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を、平成 16 年度に比べて約 6 %（77,347 kg-CO₂）削減します。

各項目別の CO₂ 排出量と目標

	基準年 (H16)		目標値 (H24)		削減量	
	使用量	CO ₂ 排出量	使用量	CO ₂ 排出量	使用量	CO ₂ 排出量
ガソリン	ℓ 12,046	kg-CO ₂ 27,949	ℓ 9,998	kg-CO ₂ 23,195	ℓ 2,048	kg-CO ₂ 4,754
軽油	ℓ 5,377	kg-CO ₂ 13,982	ℓ 4,697	kg-CO ₂ 12,306	ℓ 680	kg-CO ₂ 1,676
灯油	ℓ 111,956	kg-CO ₂ 278,771	ℓ 101,880	kg-CO ₂ 253,681	ℓ 10,076	kg-CO ₂ 25,090
A 重油	ℓ 24,600	kg-CO ₂ 66,666	ℓ 24,354	kg-CO ₂ 65,999	ℓ 246	kg-CO ₂ 667
LPガス	m ³ 495	kg-CO ₂ 1,485	m ³ 490	kg-CO ₂ 1,470	m ³ 5	kg-CO ₂ 15
電気	Kwh 1,626,809	kg-CO ₂ 902,880	Kwh 1,545,469	kg-CO ₂ 857,735	Kwh 81,340	kg-CO ₂ 45,145
合計		kg-CO ₂ 1,291,733		kg-CO ₂ 1,214,386		kg-CO ₂ 77,347

第 3 章 取り組み

本村の事務及び事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取り組みを、以下のとおりとします。

1 取り組み内容

(1) 直接効果が把握できる取り組み

① 電気使用量の削減

- ・効果的、計画的な事務処理に努め、夜間残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・昼休みの消灯や時間外時の不必要箇所の消灯を行います。
- ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- ・勤務終了後の早期退庁を奨励します。

- ・電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。

② 燃料使用量の削減

施設

- ・冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行います。
- ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進します。

公用車

- ・急発進、急加速はしません。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。
- ・公用車の更新には小型車や低燃費車の導入を図ると共に、ハイブリットカーへの移行を検討します。
- ・出張時の相乗りを奨励します。

③ 物品等の新規、更新

- ・物品等の新規、更新をする時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。

④ 施設の新築、改築

- ・施設の新築、改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。

⑤ 村有林の整備、保全と利用

- ・豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。

(2) 間接的に効果がある取り組み

① 用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・古紙配合率 70%以上、白色度 70%以下のものを購入するように努めます。

② 事務用品

- ・詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。

③ 水道

- ・日常的に節水を心がけます。
- ・節水型機器の導入について検討します。

④ ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。

第4章 推進と点検・評価

1 推進体制

推進本部及び推進担当者と全職員が協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部（庁内会議）

副村長を本部長、管理職を構成員として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

(2) 推進担当者

各課長を推進担当者とし、各課内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整しながら推進を図ります。

(3) 事務局

事務局を社会課国保衛生係に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

(4) 職員に対する啓発等

職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施すると共に、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

- ・環境保全全般に関する意識向上を図るための情報提供を行います。
- ・情報の提供については、庁内 LAN を有効活用しペーパーレス化を図ります。

2 点検・評価

事務局と推進担当者が連携して定期的に進捗状況を把握し推進本部において点検評価を行います。

3 公表

計画の進捗状況及び点検評価結果は、ホームページ等により公表します。